

労働者の賃金に関するアンケートの集計結果【業務委託】

【アンケートの概要】

1. 目的

本市が発注した業務委託に従事する労働者の実情を把握することを目的に実施するものである。

2. 対象業務

- ・本庁舎の清掃を含むビルメンテナンス業務
- ・市の主要な施設のビルメンテナンス業務
- ・市の主要な施設の清掃業務
- ・市の主要な施設の警備業務

3. 対象者

対象業務 21 件の受託業者 21 者

4. 回答する労働者の範囲

業務委託従事者名簿に記載した労働者
(契約社員等を含む継続雇用者及びパートタイム等の短期雇用者)

5. 回答する賃金について

現在従事している労働者は現時点の賃金、過去に従事したことのある労働者は直近において支払った賃金

6. アンケートの内容

- ①賃金水準の比較（平成25年4月1日以降）
- ②賃金水準が変化した場合のそれぞれの理由
- ③この業務委託における常用労働者数及びパート労働者数
- ④1日あたりの賃金の最高額、最低額及び平均額

7. 方法

契約課から対象業者へ調査票を送付し、返信用封筒により返送してもらう方法とした。

8. 配布日

平成26年8月18日

9. 提出期限

平成26年9月5日までに契約課へ返送

10. 回答状況

19者から回答（回答率 90.47%）

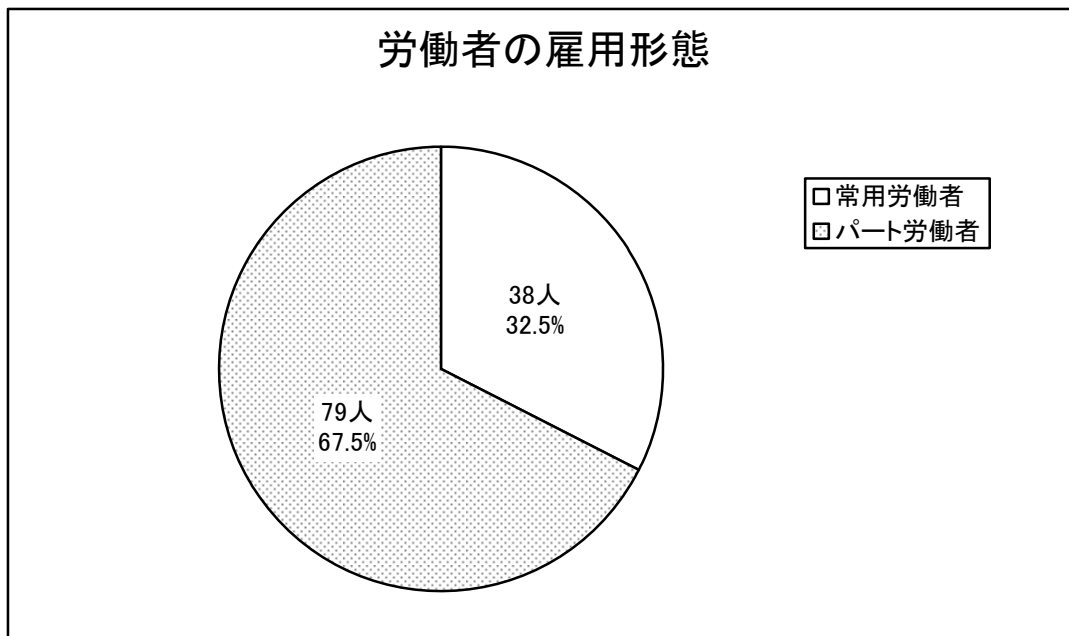
11. アンケート用紙

別紙のとおり

回答結果

1. 労働者の雇用形態

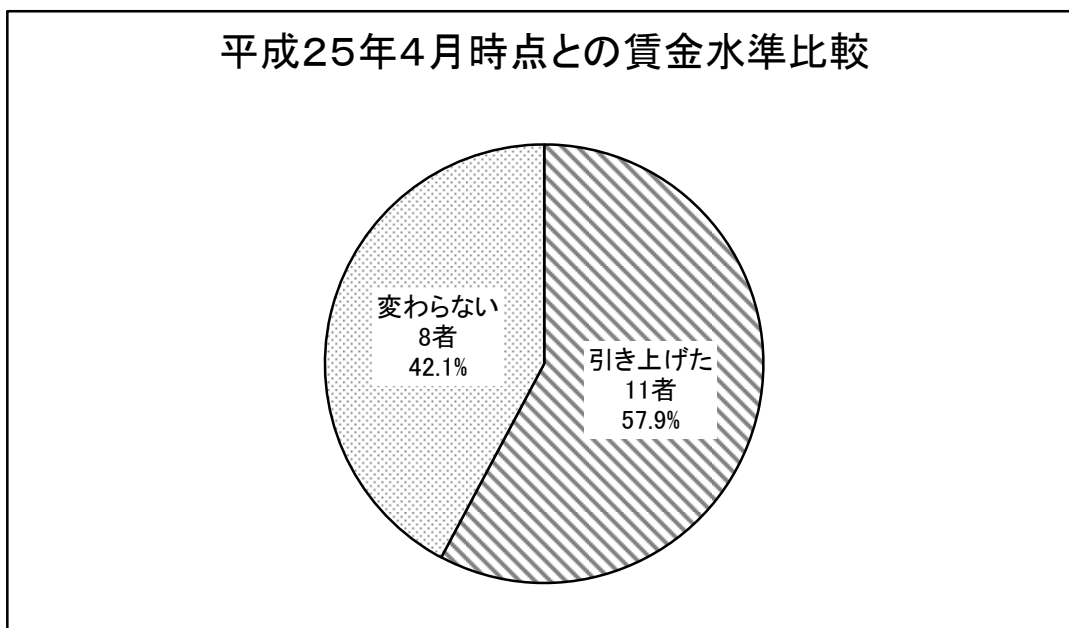
労働者を雇用形態で見ると、常用労働者は38人、パート労働者は79人であった。



2. 賃金水準調べ

①平成25年4月時点との賃金水準比較

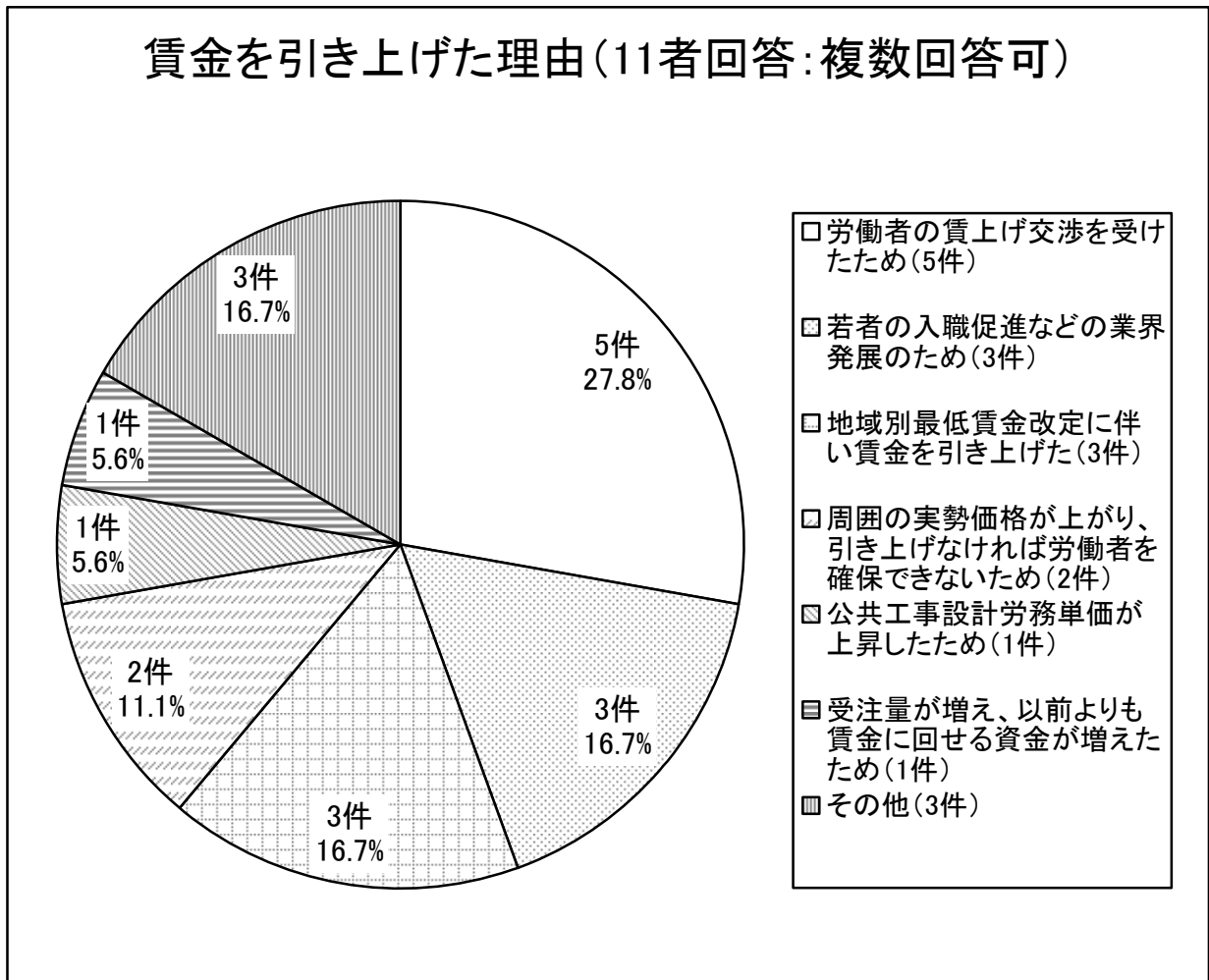
平成25年4月時点と比較した場合の賃金水準は、「引き上げた」が11者、「変わらない」が8者であった。



②賃金を上げた理由

賃金の上げを行った11者のうち、その理由として、一番多く挙げられたのは、「労働者からの賃上げ交渉を受けたため」であった。

また、その他の回答として多く挙げられた理由は、「最低賃金改定に伴い引き上げを行った」であった。



その他内訳 (各1件)

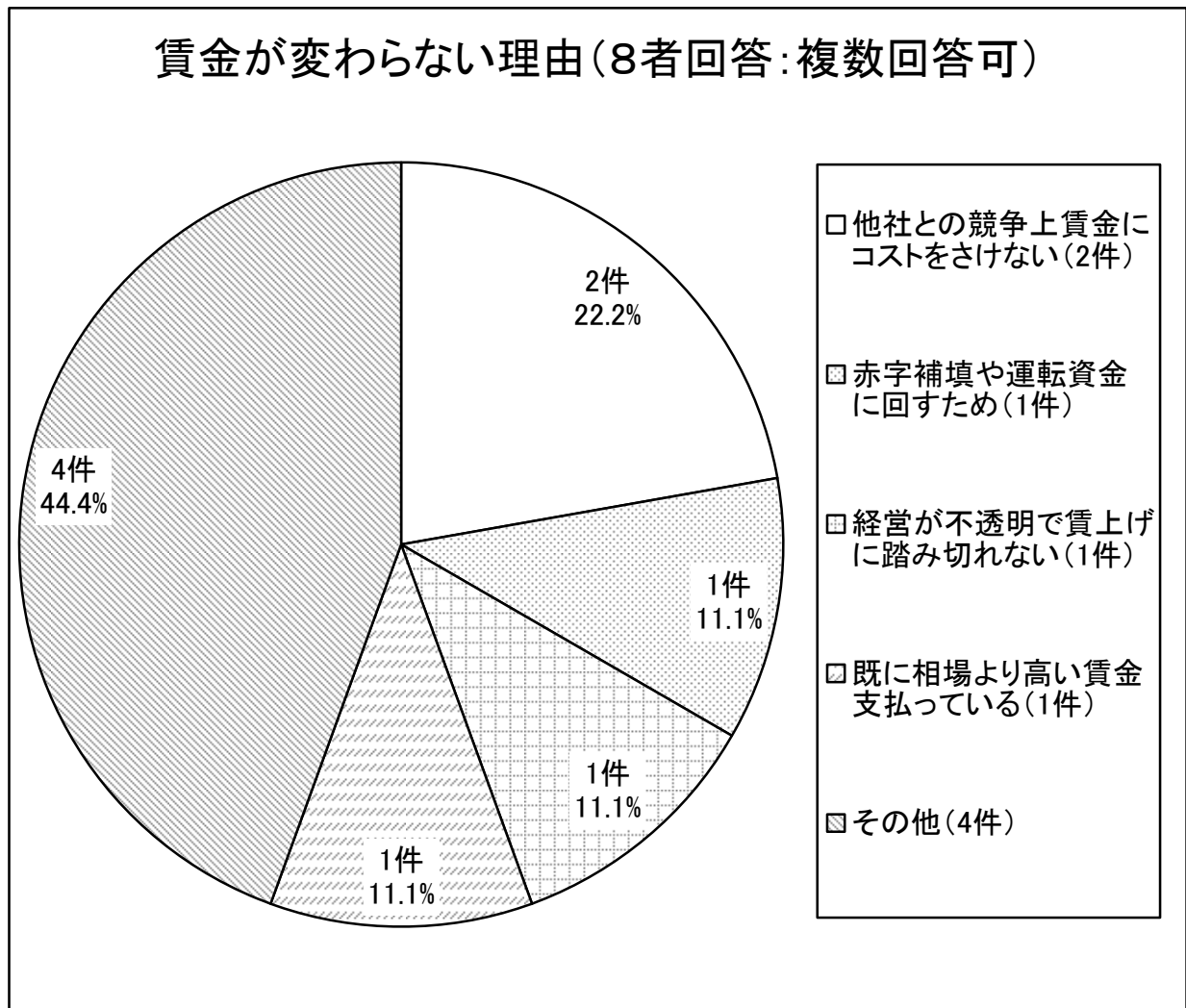
定期昇給

毎年昇給実施

人事制度に伴い評価を行った結果、全体としては賃金水準が上がった

③賃金が変わらない理由

賃金が変わらないと回答した8者のうち、その理由として多く挙げられたのは、「他者との競争上賃金にコストをかけられない」であった。



その他内訳 (各1件)

業務履行にあたり妥当な賃金を支払っており25年度からのベースアップがなかった

昨年度を受託業者より賃金を上げている

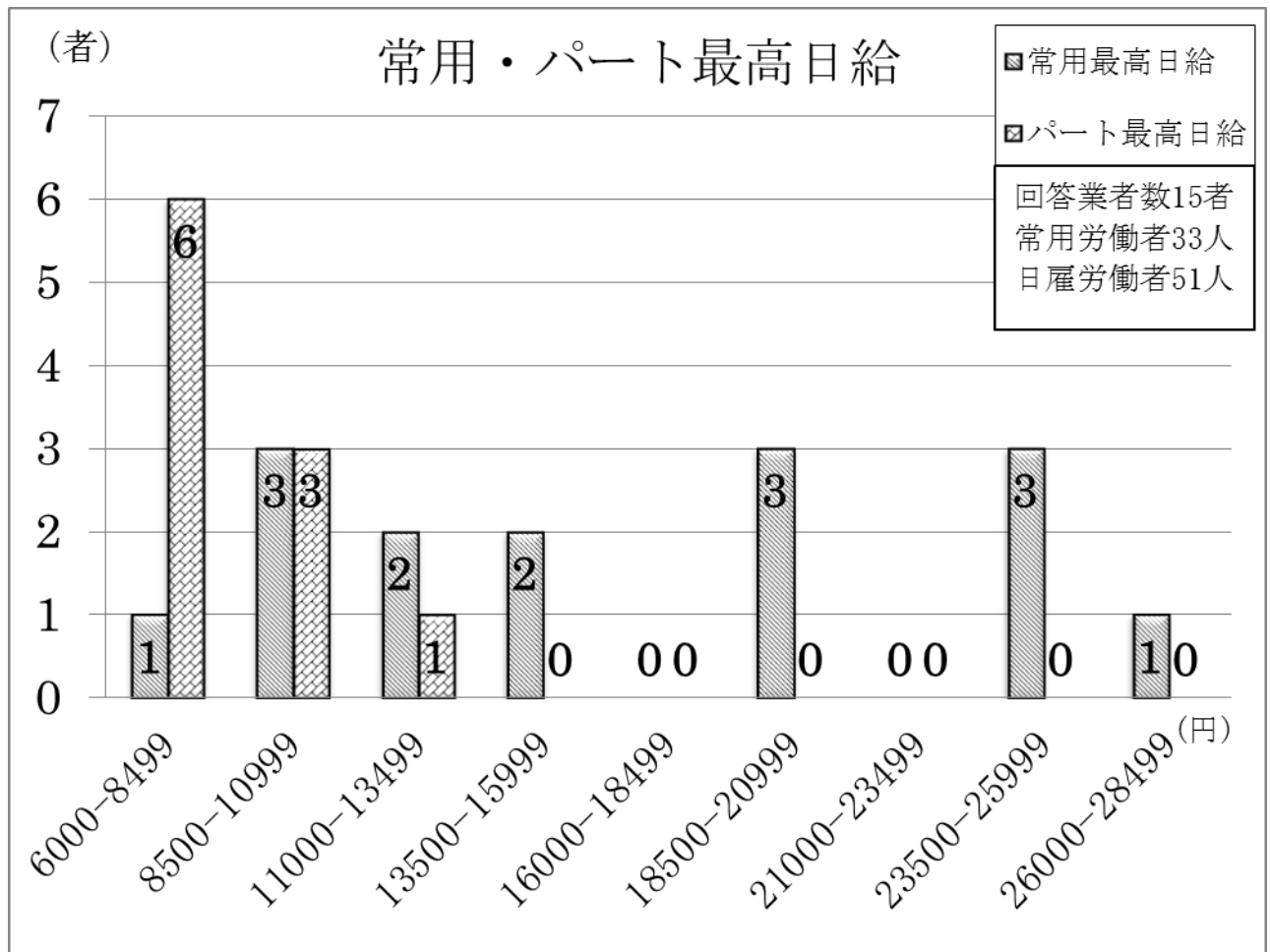
業務の受託が26年4月からのため前年度のデータがない

応札価格が厳しいため

④最高額

1日あたりの最高額の調査結果を見ると、常勤労働者は、6,000円から8,499円が1者、8,500円から10,999円が3者、11,000円から13,499円が2者、13,500円から15,999円が2者、18,500円から20,999円が3者、23,500円から25,999円が3者、26,000円から28,499円が1者であった。

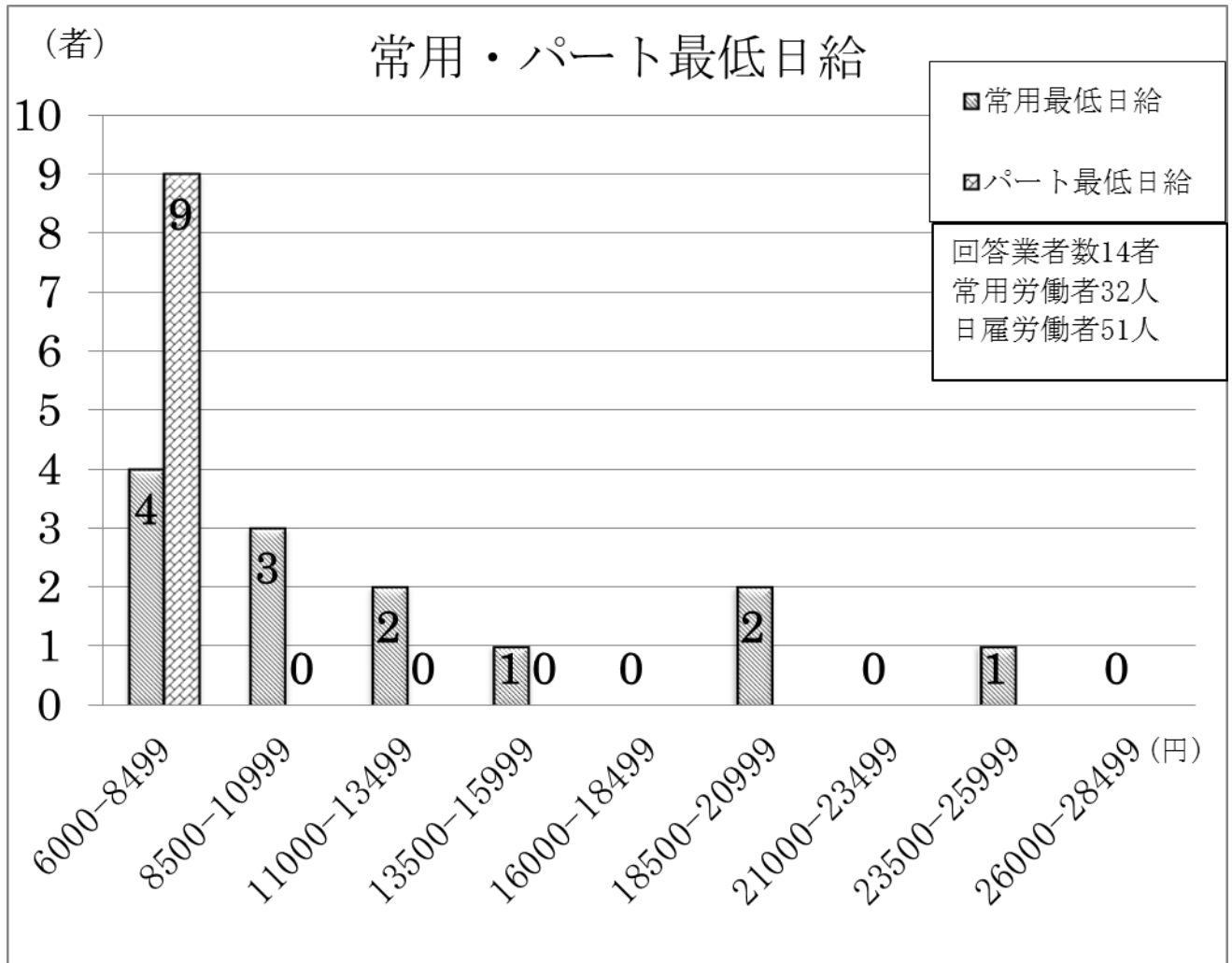
またパート労働者では、6,000円から8,499円が6者、8,500円から10,999円が3者、11,000円から13,499円が1者であった。



⑤最低額

1日あたりの最低額の調査結果を見ると、常用労働者は、6,000円から8,499円が4者、8,500円から10,999円が3者、11,000円から13,499円が2者、13,500円から15,999円が1者、18,500円から20,999円が2者、23,500円から25,999円が1者であった。

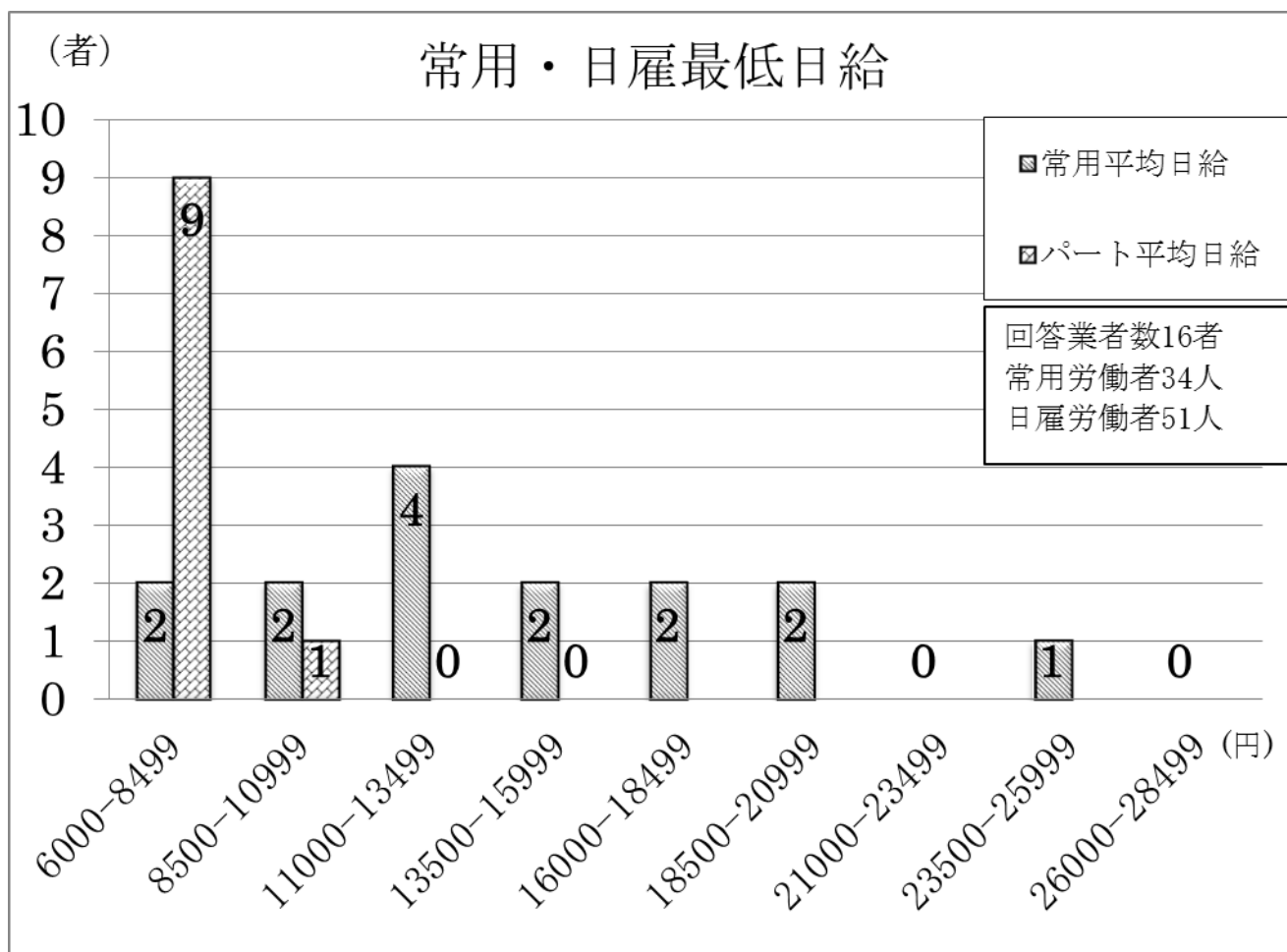
また、パート労働者では、6,000円から8,499円が9者(全回答)であった。



⑥平均額

日あたりの平均額の調査結果を見ると、常勤労働者は、6,000円から8,499円及び8,500円から10,999円が共に2者、11,000円から13,499円が4者、13,500円から15,999円及び16,000円から18,499円及び18,500円から20,999円が共に2者、23,500円から25,999円が1者であった。

また、パート労働者では、6,000円から8,499円が9者、8,500円から10,999円が1者であった。



労働者の賃金に関するアンケートのご協力をお願い

日頃より、市政推進にご協力いただき、ありがとうございます。

このアンケートは、本市において今後の公契約のあり方について調査・研究を行うため、本市が発注した業務委託に従事する労働者の実情を把握することを目的に実施するものです。

つきましては、この趣旨をご理解いただき、アンケートにご協力いただきますようお願いいたします。

- 1 アンケートの対象業務 (業務委託名)
- 2 アンケートの対象者 この業務委託の受注者
- 3 回答する労働者の範囲 現在及び過去において、この業務委託に直接従事した労働者（業務従事者名簿に記載した者）
- 4 回答する賃金について 現在従事している労働者は現時点の賃金、過去に従事したことのある労働者は、直近において支払った賃金について回答してください。
- 5 回答方法
アンケート調査票にご記入のうえ、別添の返信用封筒を使用して、郵送してください。
【郵送先】
〒350-8601 川越市元町 1-3-1
川越市役所契約課 物品担当
- 6 回答期限 平成26年9月5日（金）までをお願いいたします。

【電子メールでもご回答いただけます】

調査票の様式は川越市公式ホームページにも掲載しております。

掲載箇所：川越市公式ホームページ

「トップページ」→「入札の広場」→「お知らせ」→「労働者の賃金に関するアンケート」

<http://www.city.kawagoe.saitama.jp/www/genre/0000000000000/1320105609746/index.html>

電子メールの送付先：keiyaku@city.kawagoe.saitama.jp

※本調査は、今後の施策の参考資料とするために、本市が発注した業務委託に従事した労働者の実情を把握する目的で実施するものであり、受注者における支払賃金額の適否を判断するためのものではありません。

※本調査への回答内容は、従業員の方への支払賃金額を拘束するものではありません。

【問い合わせ先】川越市役所総務部契約課 物品担当
電 話 049-224-5632（直通）
電子メール keiyaku@city.kawagoe.saitama.jp

川越市発注の業務委託に係る賃金に関するアンケート

調査対象業務委託名： _____

貴社名： _____

「(業務委託名)」の業務に直接従事された労働者についてお尋ねします。

問1 平成25年4月時点と現在を比較して賃金水準はどうなりましたか。

該当する項目にチェックしてください。

引き上げた 引き下げた 変わらない

問2 問1で「引き上げた」と回答された場合、その理由を次の1～7より選び、その番号に○をつけてください。(複数回答可)

- 1 公共工事設計労務単価が上昇した影響を受けたため
- 2 労務単価の上昇を反映した額で契約できたため
- 3 受注量が増えるなど、以前よりも賃金に回せる資金が確保をきるようになったため
- 4 労働者からの賃上げ(ベア)交渉を受けたため
- 5 実勢価格が上がっているため、引き上げなければ必要な労働者の確保ができないため
- 6 若者の雇用推進など、業界内の発展に必要と考えたため
- 7 その他

()

問3 問1で「引き下げた」または「変わらない」と回答された場合、その理由を次の1～5より選び、その番号に○をつけてください。(複数回答可)

- 1 赤字補填や運転資金に充当する必要があり、賃金水準の引上げに回す余裕がないため
- 2 他社との競争上、賃金にコストをかけられないため
- 3 経営の先行きが不透明で、引き上げに踏み切れないため
- 4 既に相場より高い水準の賃金を支払っているため
- 5 その他

()

問4 この業務委託に直接従事（業務従事者名簿に記載）した労働者の人数と1日あたりの賃金について、下欄に記入してください。

就労形態	従事者人数 (A)	1日あたりの賃金 《最高額》 (B)	1日あたりの賃金 《最低額》 (C)	1日あたりの賃金 《平均額》 (D)
常用労働者 ※1	人	円	円	円
パート労働者 ※2	人	円	円	円

【記入上の注意事項】

※1「常用労働者」とは、契約社員等を含む継続的に雇用されている労働者をいいます。

※2「パート労働者」とは、パートタイマー、アルバイト、嘱託、臨時社員等呼び方を問わず、1週間の労働時間が常用労働者に比べて短い労働者をいいます。

(A) 欄には、この業務に従事した労働者の人数を記入してください。

(B) 欄には、この業務に従事した労働者のうち、賃金が最も高かった人の1日あたりの賃金額を記入してください。

(C) 欄には、この業務に従事した労働者のうち、賃金が最も低かった人の1日あたりの賃金額を記入してください。

(D) 欄には、この業務に従事した労働者の全員の1日あたりの賃金の合計額を「従業者人数 (A)」で割った額を記入してください。(1円未満の端数は切り捨て)

【1日あたりの賃金の算出方法】

○月給を1日あたりの賃金に換算する場合

月給（基本給とその他諸手当をすべて含む）÷実労働日数（他の業務に従事した日数を含む）。（1円未満の端数は切り捨て）

○時給を1日あたりの賃金に換算する場合

時給×8時間

本調査は、今後の施策の参考資料とするために実施するものであり、支払賃金の適否を判断するものではありません。また、回答内容は、従業員の方への支払賃金を拘束するものではありません。

【問い合わせ先】川越市総務部契約課 物品担当

電話 049-224-5632（直通）

電子メール keiyaku@city.kawagoe.saitama.jp